

愛知県特定最低賃金が 12月16日から改正されます

令和4年10月14日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。
(令和4年12月16日効力発生予定)

○製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
→答申金額(時間額) 1,018円

○輸送用機械器具製造業最低賃金
→答申金額(時間額) 997円

